

東京都災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(制定) 令和 5 年 1 月 3 1 日 4 福保総総第 1 0 0 9 号
最終 (改正) 令和 7 年 2 月 2 6 日 6 福祉総総第 1 2 2 4 号

1 目的

東京都内及び都外での大規模災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要な福祉的支援を行う東京都災害派遣福祉チーム（以下「東京DWA T」という。）を編成し、一般避難所や福祉避難所（以下「避難所」という。）、社会福祉施設に派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的とする。

2 構成等

東京DWA Tの構成等は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 構成

東京都災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構成団体に所属する福祉専門職等により構成する。

(2) チーム員の登録

ア ネットワーク本部は、ネットワークの構成団体に所属する福祉専門職等のうち、登録研修を修了した者を東京DWA T名簿にチーム員として登録し、東京都災害派遣福祉チーム員登録証（別記第 1 号様式）（以下「登録証」という。）を交付する。

イ チーム員は、登録証を紛失し、または損傷したときは、直ちに東京都災害派遣福祉チーム員登録証再交付申請書（別記第 2 号様式）をネットワーク本部に提出し、登録証の再交付を受けるものとする。

ウ チーム員は、東京都災害派遣福祉チームの登録を辞退するときは、東京都災害派遣福祉チーム員辞退届（別記第 3 号様式）をネットワーク本部に提出し、登録証を返還するものとする。

(3) その他

チーム員登録者への連絡体制その他チームの編成等に必要な事項は別に定める。

3 派遣の決定

ネットワーク本部は、次の各号に掲げる場合に、別に定めるところにより東京DWA Tを派遣する。

(1) 都内で大規模災害が発生し、東京都（以下「都」という。）が被災自治体か

- ら派遣要請を受け、派遣を決定した場合
- (2) 都外で大規模災害が発生し、都が国又は被災自治体から派遣要請を受け、派遣を決定した場合
 - (3) その他、都及び東京都社会福祉協議会が必要と判断した場合

4 活動内容

東京DWA Tは、以下の各号に掲げる活動に従事する。必要に応じて、福祉専門職等の派遣調整等を行うネットワーク本部の業務にも従事する。なお、活動記録の作成その他チームの活動に必要な事項は別に定める。

(1) 避難所における活動

派遣先の避難所において、避難所管理者の指示の下、配慮者への生活支援、相談支援、避難所業務の補佐等を行う。活動に当たっては、被災自治体や避難所の管理者と十分に連携を図ることとする。

(2) 社会福祉施設における活動

派遣先の社会福祉施設において、施設管理者の指示の下、施設利用者への介護及び生活支援、施設業務の補佐等を行う。活動に当たっては、施設管理者と十分に連携を図ることとする。

5 派遣終了等

(1) 派遣の終了

ネットワーク本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災自治体や施設管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定する。

(2) 成果等の共有

ネットワーク本部は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成団体等の間で共有する。

6 派遣費用の負担

チームの派遣に要する費用は、災害救助法等関係法令の定めるところにより、以下の各号のとおり都又は受入施設が負担する。ただし、これにより難しい場合は、都、被災自治体、東京都社会福祉協議会、施設管理者等関係者等の協議により決定することができる。

(1) 避難所への派遣に要する人件費、旅費等の費用

都が負担する。

(2) 社会福祉施設における活動

- ア 派遣に要する旅費等の実費
都が負担する。
- イ 派遣に要する人件費
受入施設が負担する。

7 研修、訓練等

ネットワーク本部は、チーム員やネットワーク構成団体の関係者等に対し、東京DWA Tの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修及び訓練等の実施に努める。チーム員はネットワーク本部が実施する研修及び訓練等への参加に努める。

8 守秘義務

東京DWA Tの関係者は、東京DWA Tの活動を通じて知り得た施設情報、個人情報等の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。活動の終了後も同様とする。

9 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則（令和5年1月31日付4福保総総第1009号）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。